

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもまんなか 笑顔のまち 守口

守口市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭、地域、事業者、行政が協働してすべての子どもと子育て家庭へ温かいエールを送ってきました。

これからも守口市のすべての子どもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで子どもを育てたいと思ってもらえるようなまちづくりを目指します。

2. 基本的な視点と重点方針

(1) 基本的な視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、子育ての意義についての理解が深められ、子どもと子育て家庭を見守り・支えるよう、以下の6つの視点から子ども・若者にかかわる施策を総合的・体系的に推進します。

①主権としての子ども・若者の視点

日本が批准している「子どもの権利条約」では、子どもが「権利をもつ主体」とであると位置づけられおり、令和5年（2023年）に施行された「こども基本法」は、「子どもの権利条約」の4原則（差別の禁止・生命、生存及び発達に対する権利・児童の意見の尊重・児童の最善の利益）を踏まえて制定されました。「児童の意見の尊重」については、基本理念として、「年齢や発達の程度に応じたこどもの意見を表明する機会の確保」や、「年齢や発達の程度に応じたこどもの意見の尊重」が掲げられています。

一人ひとりの子ども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障するため、子ども・若者の利益を最大限に尊重するとともに、意見を尊重し、積極的に意見を聴くことで、子ども・若者の視点に立った取組みを推進します。

②次代を担う人材を育成する視点

子どもはこれからの社会を創り、支えていく存在であるとともに、さらに次の世代を産み育てていく存在でもあります。近年の急速な技術革新やグローバル化の進展、加えて、気候変動や頻発する大規模災害など、将来の予測が困難な時代を生き抜いていかなければならな

い子どもたちは、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指す力を身につける必要があります。生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための支援を行い、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養います。

また、生まれ育った家庭の経済状況等にかかわらず、すべての子どもが未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできるよう、長期的な視点に立った取組みを進めます。

③子育て家庭の負担感を解消する視点

自分自身が少ないきょうだいで育ち、乳幼児と接する機会がないまま、子育てに直面する保護者が初めてのことにとまどい、不安にかられることは容易に想像できます。周囲に相談できる人がいれば、不安が軽減しますが、周囲とのつながりを持てずに、育児に対して孤立感や疲労感を抱くと、場合によっては育児ノイローゼや児童虐待などを引き起こすことにもつながります。共働き世帯の母親は、仕事と育児の両立に負担感を感じている一方で、いわゆる専業主婦では一日中子どもと過ごすことに対して精神的な負担感やストレスを感じている人が多いという現実もあります。

核家族化や地域の人間関係の希薄化により、保護者が日常的に子どもの話や相談事のできる相手が少なくなっている状況は、就学前施設や子育て支援施設の職員に子育てを支えてほしいと思う保護者の増加につながっていると考えられます。

子育て中の誰もが気軽に悩みを話せたり相談したりできる場を増やして、子育ての不安や孤立の解消を図り、子育てに喜びを感じられるよう、こども家庭センターを中心に、子育て家庭に寄り添った妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

また、子育てにかかる費用が経済的負担と感じる保護者も多いことから、子育て家庭に向けたさまざまな経済的支援の取組みを進めます。

④地域社会全体で支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあるものの、子どもは、これからの社会を担う存在であることから、子どもと子育て家庭を見守り、支援することは、地域社会の持続可能性を維持することにつながります。子どもにとっても地域のなかで多くの大人たちに見守られて育つことは、社会性の発達や他者との温かい人間関係を築くための土台となります。

家庭、地域社会、企業、行政それぞれが役割に応じて協働し、子ども・若者が安心して健やかに育つ環境づくりを推進します。

特に支援が必要な子どもと家庭に対しては、子どもの権利と最善の利益を確保する視点に立ってさまざまな地域資源を活用し、重層的な支援体制を構築する取組みを推進します。

⑤子ども・子育て支援の質的向上の視点

本市では、人口全体の減少幅に比べて、子どもの人口（0～17歳）の減少は小幅にとどま

っていますが、今後も子どもの人口は緩やかに減少していくと見込まれています。子ども・子育て支援制度開始後、増大する保育ニーズに対応して、新たな保育施設の開設など大幅な利用定員拡充に努めてきましたが、今後は将来的な子どもの人口の推移を見据えながら、就学前教育・保育ニーズへ対応するとともに、教育・保育の質の向上が一層の課題となります。

就学前教育・保育人材の確保や、教育・保育環境の整備のみならず、就学前施設の違いにかかわらず、子ども一人ひとりの発達や学びの個人差に留意しつつ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と、乳幼児期における環境を通した総合的な指導と子どもの学びの実現を目指して、職員の資質向上に努めます。

また、就学前施設において実践されている「遊びを中心とした学び」を、小学校において幼児期からの発達の連続性を考慮した学習に接続できるよう、架け橋期のカリキュラム作成を推進します。

⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

子育て期間中も継続して就労する女性が増えるなかで、家事・育児の負担が母親に偏りがちである傾向は大きく変化しておらず、仕事と子育ての負担が大きいと感じられています。一方で、子育て世代の男性は、長時間労働や育児休業を取りにくい職場風土などにより、子育てに関わりたくても、現実には難しいといった状況です。

男女がともに仕事も家事・育児も担うことができるためには、柔軟な働き方ができる職場環境が求められており、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど企業のワーク・ライフ・バランス推進の取り組みや働き方改革などの環境整備が必要です。

男女双方のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、企業に向けた両立支援制度の情報提供や活用支援などの働きかけに取り組めます。

(2) 重点方針

家庭は子どもの教育の原点であるという認識のもと、子ども・若者と保護者を見守り・支えるための支援を行います。

また、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としても成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

本計画では、次の5つの重点方針により、計画的かつ総合的に取組みを進めます。

- ① 妊娠期から子育て期まで切れ目なく見守り、支える体制を構築し、保護者の子育てに伴走する支援を行います。発達段階に応じた子どもとの関わり方等について保護者の学びを支援するとともに、保護者自身の抱える問題や家庭における課題などがある場合も必要に応じて、重層的な支援体制により子どもの育ちを支えます。
- ② 子育ての負担や不安、孤立感など保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、すべての子育て家庭を支援します。また、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、市民の理解を大きな前提として、子育てに要する経済的な負担軽減についても常に先導的に充実を図れるよう取り組みます。
- ③ 保育の待機児童ゼロを維持できるよう引き続き受け皿を確保するとともに、もりぐち児童クラブや病児保育の充実などに取り組むことで、保護者の仕事と家庭の両立を支援します。また、子ども誰でも通園制度など、すべての子育て家庭が必要に応じて保育サービスを受けられる環境整備に取り組みます。
- ④ 質の高い就学前教育・保育が子どもの生涯にわたる生きる力の基礎となることから、人材の確保はもとより、公立民間にかかわらず、就学前教育・保育にかかわるすべての教諭・保育士等が、乳幼児期における学びの特徴と乳幼児期の教育に必要なことを理解して、子ども一人ひとりの育ちをとらえた教育・保育を実践することで、幼児期に育みたい資質・能力が育まれるよう、専門性向上のための取組みを推進します。また、特別な支援を必要とする子どもに対する支援が適切に行えるよう、必要な加配や専門性の習得による環境整備を行います。
- ⑤ すべての子ども・若者と保護者を対象に、安全・安心な遊び場や居場所づくりを進めることで、子ども・若者の健やかな成長に資する環境を整備します。また、子どもの犯罪被害や事故防止、乳幼児を連れた保護者が外出しやすいまちづくりに取り組みます。



「子ども・若者へやさしいまちづくり」でまちの活力と定住を促進

3. 計画の体系

基本理念の実現に向け、5つの施策目標を設定し、子どものライフステージに応じた施策とすべてのライフステージに共通する施策を体系的・総合的に推進することを目指します。本計画における体系図は次のとおりです。

【守口市こども計画の体系】

